

令和7年神審第21号

裁 決

モーターポートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官和田智生出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年5月4日14時50分

高知県ツヅラ崎南方沖合

2 船舶の要目

船種船名 モーターポートA

総トン数 4.91トン

登録長 10.74メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 220キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、その後方に操縦席が設置され、舵輪の右側に機関遠隔操縦装置を、操舵室前部左舷側にG P S プロッター及び魚群探知機を備えたF R P 製プレジャーモーターべーで、a受審人が1人で乗り組み、親族1人及び知人2人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年5月4日08時00分高知県宇佐港の係留地を発し、同県須崎港南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、11時00分目的の釣り場に到着して移動しながら釣りを行ったのち、ツヅラ崎南方沖合の釣り場に向けて発進した。

ところで、ツヅラ崎南方沖合には、同崎南端から約630メートル沖合まで浅礁域（以下「ツヅラ崎浅礁域」という。）が拡延しており、海図W108には、同崎浅礁域に危険物存在の注意を促して航行上安全でない区域を示すための危険界線が記載されていたものの、AのG P S プロッターには、同界線を表示する機能がなかった。

発航に先立ち、a受審人は、海図W108を所持しておらず、ツヅラ崎浅礁域の詳細を承知していなかったが、目視で周囲の状況を確認すれば無難に航行できるものと思い、インターネットを活用して同崎浅礁域の詳細を把握するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、ツヅラ崎南方沖合の釣り場に到着したのち、G P S プロッター及び魚群探知機をそれぞれ作動させ、14時03分半僅か過ぎ白ノ鼻灯台から199.5度（真方位、以下同じ。）2.47海里の地点で、機関を停止し、船首を東方に向けて漂泊を始め、折からの南寄りの風により347度の方向に1.5ノットの速度（対地速度、以下速力を含め同じ。）で圧流されながら流し釣りを行い、いつしか同

崎浅礁域に入域した。

a 受審人は、左回頭をして帰途に就くこととし、14時49分白ノ鼻灯台から221度1.62海里の地点を発進し、14時50分白ノ鼻灯台から220度1.63海里の地点において、Aは、船首が135度を向き、2.0ノットの速力となったとき、ツヅラ崎浅礁域の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラシャフトに曲損等を生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、釣り場に向けて宇佐港を発航する際、水路調査が不十分で、ツヅラ崎浅礁域に向かって圧流されながら入域したことによって発生したものである。

a 受審人は、釣り場に向けて宇佐港を発航する場合、ツヅラ崎浅礁域に入域して浅所に乗り揚げることのないよう、インターネットを活用して同崎浅礁域の詳細を把握するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、目視で周囲の状況を確認すれば無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、ツヅラ崎浅礁域に向かって圧流されながら入域して浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせたうえ、廃船させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年12月17日

神戸地方海難審判所

審判官 阪本義治